

??自転車安全利用五則ってなァに??



こうつう博士

戸田市は、平たんな地形であることから、自転車を利用する市民が多く自転車と歩行者、自転車同士の事故が多いため、早急な対策が必要となり『戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例』が平成25年1月1日に施行されました。

歩行者・自転車・自動車等の共存と調和を図り、日本一安全に楽しく自転車が利用できる「自転車の似合うまち」の実現を目指してこの条例を定めました。

条例では『自転車利用者の責務』として次の事を定めています。

- 1 自転車は車両です！車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守りましょう！
- 2 自転車損害賠償保険等に参加しましょう！
- 3 自転車は定期的に点検整備をし、反射材の装着等、交通安全対策をしましょう！

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を走行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号遵守
 - 交差点での一時停止と安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- このような行為も違反です。



自転車を購入した時は、必ず防犯登録をしましょう！
また施錠やひったくり防止カバーで防犯対策をしましょう！